

日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会

第 59 回審議会議事録

日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会

第 59 回審議会議事録

1. 召集通知の日 令和 7 年 2 月 3 日 (月)
2. 開催の日 令和 7 年 2 月 12 日 (水)
3. 開催場所 豊田南まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 14 名 (所有権者 10 名、借地権者 1 名、学識経験者 3 名)
5. 出席者数 28 名

(審議会委員) 13 名 吉井 玲子
内田 俊夫
社会福祉法人ねぐるみ会 一ノ瀬 浩一
山口 省三
村野 弘幸
石井 吉弘
萩原 章介
主侍 信義
竹内 直佐
学校法人東京薬科大学 松本 有右
野尻 豊
田口 麗
有竹 晴彦

(日 野 市) 10 名 まちづくり部長 岡田 正和
区画整理課長 井上 泰芳
課長補佐 (計画係長兼務) 山本 修平
工事係長 窪寺 昌司
補償係長 天野 克己
補償係主査 井尻 顕雄
換地係長 岡澤 健一郎
計画係主事 高野 佳祐
換地係主任 矢光 亜紀子
換地係主事 野上 峻輔

(公益財団法人 東京都都市づくり公社) 5 名

日野区画整理事務所長 若月 純子
換地課長 (補償担当課長兼務) 木原 博史
移転工事課長 宮川 雄一

換地係長
換地係主事

川嶋 輝之
笹生 朋宏

6. 欠席者 1名 西浦 定継

7. 傍聴人 5名

8. 会議の目的たる事項

- ・仮換地の指定について（諮問第 117 号）
- ・保留地の決定について（諮問第 118 号）
- ・その他 令和 6 年度の事業進捗について
その他報告事項について

9. 配布資料 次第、座席表、職員名簿、諮問文の写し、仮換地指定調書、保留地調書、令和 6 年度予算の概要、区画整理だより（第 48 号）、黒川踏切拡幅工事完了について（HP 印刷）

【開会】 14 : 00

会長：皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中ありがとうございます。主待さんと田口さんが今のところ見えておりませんが、始めさせていただきたいと思います。それと、私事ですが、前回欠席しまして申し訳ございませんでした。審議会の開催に先立ちまして、日野市まちづくり部岡田部長より挨拶をお願いいたします。

岡田：皆さん、こんにちは。日野市のまちづくり部長の岡田でございます。本日は大変お忙しい中、また大変寒い中、第 59 回豊田南土地区画整理審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の案件でございますが、まずは 2 件、仮換地指定と保留地決定の諮問をさせていただきます。そして、令和 6 年度の事業の執行状況についてご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。さて、令和 6 年度の事業でございますが、建物の移転を予定しておりました 4 棟のうち 3 棟について既に完了しております。また、駅前周辺の街区の整地工事を実施しております。なお、予定をしておりました豊田用水路の安全対策工事につきましては、残念ながら入札が不調に終わったため、来年度に先送りにせざるを得ない状況となっております。関係者の皆様には、ご理解、ご協力を賜りまして、感謝を申し上げます。次に、この場をお借りして、区画整理課職員を紹介させていただきたいと思います。区画整理課長の井上です。

井上：井上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田：それから、課長補佐の山本です。

山本：山本です。よろしくお願いいたします。

岡田：工事係長の窪寺です。

窪寺：窪寺です。よろしくお願いします。

岡田：補償係長の天野です。

天野：天野です。よろしくお願いします。

岡田：主査の井尻です。

井尻：井尻です。よろしくお願いいたします。

岡田：換地係長の岡澤です。

岡澤：岡澤です。よろしくお願いいたします。

岡田：主任の矢光です。

矢光：矢光です。よろしくお願いします。

岡田：同じく主任の野上です。

野上：野上です。よろしくお願いします。

岡田：主事の高野です。

高野：高野です。よろしくお願いします。

岡田：以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長：では続きまして、東京都都市づくり公社日野区画整理事務所の若月所長よりご挨拶をお願いいたします。

若月：お世話になっております。都市づくり公社でございます。日頃より、事業執行にしましては、ご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。特に、今年度につきましては、駅前の整地、建物移転などを実施しておりますので、皆様におかれましてはご不便をお掛けしたことがあろうかと思いますが、皆様のご理解、ご協力を得まして、あと建物解体を残すところとなっております。来年度につきましても安全管理に務めながら実施していくというところで、今、来年度に向けた調査等々をさせていただいているところでございます。年度末に向けて残すところ僅かとなりましたが、引き続き安全管理に務めまして実施してまいりますので、ご協力、ご理解をよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。それでは、ただいまから第 59 回豊田南土地地区画整理審議会を開催いたします。議事の進め方につきましては、お手元にごございます次第に沿って進めさせていただきます。本日は、西浦委員から欠席の連絡を頂いております。

(14:02 田口委員入室)

会長：まだ主持委員が見えていませんが、12 名の委員の出席をいただいておりますので、土地地区画整理事業法第 62 条第 3 項の規程に基づき、本審議は成立いたします。なお、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、委員の皆様、傍聴人の皆様、よろしくお願いいたします。議事録署名は、松本委員と竹内委員にお願いいたします。

議事録の書記は、事務局の矢光主任と野上主任にお願いいたします。続きまして、本日の審議会の趣旨説明をしていただきます。それでは、本日の開催の趣旨について、事務局より説明をお願いいたします。

山本：事務局でございます。それでは、本日お手元にお配りしている資料から、まず確認をさせていただければと思います。まず、A4 版の物がございまして、上から本日の次第です。その次に席次表があるかと思います。その次が、職員名簿を置いております。その次、諮問第 117 号と諮問第 118 号の諮問文がございまして。その後、土地区画整理事業特別会計の予算の概要、令和 6 年度の予算の概要がつきます。それから、区画整理だよりを折り込んだ形でお配りしております。あと、A4 版の最後に、JR 中央線黒川踏切を拡幅するというホームページを打ち出した物がございまして。続いて A3 の資料です。1 枚物で、右に回収と書かせていただいている、説明用資料が 1 枚。その次が A3 横版で、回収と書いてある、諮問 117 号、仮換地指定調書が 1 つ。それから次、諮問第 118 号の保留地調書がございまして。回収と書かれている物は、後ほど回収させていただきます。お手元にない資料がありましたら、近くの職員にお声かけいただければと思います。本日の趣旨について説明します。次第をご覧ください。まずは、諮問事項として 2 件「仮換地の指定について」と「保留地の決定について」を諮問させていただきます。その他事項として、令和 6 年度の事業進捗、その他報告事項についてご報告をさせていただきます。本日の趣旨は以上でございます。

会長：ありがとうございます。それでは、審議の手順について説明をさせていただきます。先に、諮問第 117 号「仮換地の指定について」の諮問文の朗読を行い、諮問内容の説明および審議が終わりましたら、採決を行います。個人情報に関わりますので、諮問内容の説明及び審議中は傍聴人の方は退席していただき、市役所の車でお待ちいただきますので、よろしくお願いいたします。諮問内容の審議が終わりましたら傍聴人に入室していただき、採決を行います。続いて、諮問第 118 号「保留地の決定について」の審議に先立ちまして、市役所の車に乗車して現地視察を行います。まちづくり事務所に戻ってから諮問文の朗読を行い、諮問内容の説明及び審議が終わりましたら、採決を行います。それでは、諮問第 117 号の審議に入ります。事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

岡田：朗読させていただきます。諮問第 117 号、令和 7 年 2 月 12 日、日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会様、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業、施行者日野市、代表者日野市長大坪冬彦、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の仮換地の指定について（諮問）。このことについて、土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により別添の調書及び図面のとおりに仮換地の指定をしたいので、同法同条第 3 項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

(14:08 主待委員入室)

会長：それでは、先ほどもお話ししましたように、諮問第117号「仮換地の指定について」は個人情報に関わる内容になりますので、審議会議事運営規則第6条の規程に基づき、非公開とさせていただきます。傍聴人の方は退席をお願いいたします。審議が終了したら、改めて入室していただきます。

(傍聴人退室)

会長：それでは、諮問第117号「仮換地の指定について」説明を事務局よりお願いいたします。

岡澤：事務局でございます。諮問117号「仮換地の指定について」ご説明いたします。本日、お手元にA3横1枚のばら刷りの図面を用意してございます。117号と118号の諮問箇所とその内容を、分かりやすく表示させていただいております。諮問117号は、図面の右下のほうに黒い点線で丸く囲ってある場所で、その土地の仮換地先が[]の所になります。この仮換地指定に当たって、なんでここの仮換地に移す必要があるのかということについて、このA3横の図面で保留地売却に向けた準備と書いています。今、この場所というのは、区画整理の仮設の住宅、仮住居が建ってしまして、そこが将来公園の予定地と保留地の予定の場所になっております。その保留地の売却を今後していくために、そこに元々あった土地、元々のご所有者さんの土地、今その土地をお借りしている状態なんですけれども、その土地を正式に仮換地指定するという行為が必要になります。そのため、今回この底地、保留地の下にある元々の土地の仮換地を指定して、使用収益の停止をさせていただく。そのための仮換地の指定の諮問になっています。A3横左上ホチキス留めの仮換地指定調書をご覧ください。1枚めくっていただきますと、仮換地の指定諮問位置図と書いております。①番と旗揚げされた箇所が、先ほどの矢印で飛んでいった先の[]の仮換地の場所になります。もう1枚めくっていただきますと、先ほど仮設住宅が今建っていますよと言った元々の土地の場所になります。もう1枚めくっていただきますと、その土地の行き先である仮換地の重ね図になっております。図面左側が西になるんですけれども、イメージでは上に上っていく、北に上がっていくような、方角で言うと西なんですけれども、[]という場所になっています。さらに1枚めくっていただきますと、仮換地の明細図になっています。仮換地の周り間の寸法、画地の面積を表示しております。図面の向きが行ったり来たりしているので分かりにくいかなと思うんですけれども。さらに1枚めくっていただきますと、仮換地の調書でございます。こちらを読み上げさせていただきます。番号①番、[]、地目が[]、登記地積が[]㎡、基準地積が[]㎡、仮換地の行き先が街区番号[]、仮換地の符号が[]、地積が約[]㎡、

減歩率が約 ■%、土地所有者が ■様となっています。仮換地指定諮問の説明は以上になります。

会長：それでは、説明がありました諮問第 117 号の「仮換地の指定について」の審議を行いたいと思います。意見はございますでしょうか。内容は理解しましたでしょうか。私も少し分かりづらいなと思ったんですけども。今現在、仮住居、プレハブ住居が建っている土地を、保留地にしないと売買はできないんで、そのために移すというところをもう少し説明していただけたほうが、分かりやすいと思います。

■：この話は三段跳びの話なんですか。

会長：事務局、お願いします。

山本：事務局でございます。まず、仮住居の状況でございます。今、堤防沿いの所に仮住居が 9 棟ございますが、現状で入居していただいている方が 1 軒、2 軒というような状況で、その方々も事業が順調に進めば、恐らく今年度中にはこの仮住居から退去されるという状況になります。この仮住居につきましては、元々下水道がつながっておらず、くみ取り等で対応させていただいている状況もあり、民間の賃貸住宅が充実してきているというような状況もあって、ニーズが徐々に下がってきている状況になります。直近の入居率もかなり低いというような状況がありましたので、事業として仮住居を確保しておくということが、もう必要なくなっているというふうに判断させていただき、この仮住居については今後解体をしていきたいと思っております。解体した後、保留地として処分をさせていただくことを想定しております。解体時期等につきましては、早ければ、例えば来年度に解体をして、保留地を売却できる更地の状態にまで持っていきたいなと思っております。それに当たって、今回仮換地指定を予定しているこの筆については、元々借り上げの状態であったものです。それを保留地として今後処分していくという方向が出てきたので、借り上げではなく、正式に使用収益を停止した状態にするため仮換地指定をするというような状況に進めるという観点で、今回諮問をさせていただいています。保留地処分の時期はまだ決まっておりませんが、事業資金をしっかりと確保していくため、保留地処分を逐次やっていきたいと思っておりますので、その一環として、今回仮換地指定をさせていただくというような状況でございます。以上でございます。

会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。内容的にはご理解されましたでしょうか。

■：仮換地がかなり飛んでいる。何でこんなに飛んでいるか説明してもらえますか。

岡澤：事務局でございます。この土地というのは、元々のご所有者さんの自宅部分の南側に挟み込むような形で換地設計をしております。この意図としては、平成 16 年度頃に行った現況を生かした街区設計の見直し、事業の見直しという中で、建物移

転の棟数を減らせるということで、換地先の街区、ご自宅のある街区の形状を決めております。そのときに、自宅が減歩されてしまった分の隙間を埋めるという言い方が正しいかどうか分かりませんが、隙間を充当するような形で、現況なりの土地利用が継続できるように、換地設計しているものになります。以上です。

■：ありがとうございました。

会長：ほかに意見はございますか。以前に審議会の中でも、保留地がいっぱいあるという意見が出て、これをどう処分するんだってという話も出たかと思います。その中で、市としても見直しをしていただき、これから保留地を少しずつでも販売していけるように見直しを図ってくれた、その一環だろうと理解していきたいと思っておりますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

■：私の記憶だと、ここは昔公園予定地か何かじゃなかったですか。保留地でしたっけ。

井上：青い枠で囲われているところが保留地になりますので、その西側の部分が公園です。この図面を見ていただくと丸公と書いてあり、公園ということです。

■：そちらですか。当時から保留地のままってことですね。隣だったもので気がつきませんでした。

会長：公園予定地としては、そのまま残るということでご理解の上で、この案件についてはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、傍聴人の入室をお願いいたします。

(傍聴人入室)

会長：寒いところすみませんでした。それでは、採決を行います。諮問第 117 号「仮換地の指定について」は原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長：ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、諮問第 117 号につきましては、原案どおり決定いたします。では、答申書を朗読いたしますので、岡田部長、よろしくお願いいたします。日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業、施行者日野市、代表者日野市長大坪冬彦様、日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業会長内田俊夫、日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業の仮換地の指定について（答申）、令和 7 年 2 月 12 付諮問第 117 号をもって意見を求められたことにつき、審議の結果、原案どおりで異議がありませんので、よろしくお願いいたします。続きまして、諮問第 118 号の審議に先立って、これから現地視察を行いますので、現地では状況確認のみとし、審議はまちづくり事務所に戻ってから意見を頂きますので、よろしくお願いいたします。なお、視察は市役所の車で移動いたします。

野上：これから市の車を用意しますので、ご乗車いただきます。保留地調書だけお手元にご用意いただければと思います。

(現地視察)

会長：どうも寒いところご苦労様でした。それでは、諮問第 118 号の審議に入ります。事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

岡田：諮問第 118 号、令和 7 年 2 月 12 日、日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業、日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業、施行者日野市、代表者日野市長大坪冬彦、日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業の保留地の決定について（諮問）。このことについて、土地地区画整合法第 96 条第 2 項の規定により別添の調書及び図面のとおり保留地を定めたいので、同法同条第 3 項の規程に基づき貴会の同意を求めます。よろしくお願いいたします。

会長：それでは、諮問第 118 号の保留地の決定についての説明を事務局よりお願いいたします。

岡澤：事務局でございます。それではご説明いたします。お手元にある A3 横の図面で場所を確認していただければ分かりやすいかなと思います。今現場を見に行っていた、中央図書館がある場所の南側に予定されている、今駐車場になっている所に予定されている保留地がございます。こちらについて、換地設計としては、図書館の面積を確保していくということで保留地を設計しており、教育委員会が中央図書館の所管部署ですので、そちらに売却していくような事業上の計画になっております。同様に、北側の駐車場の部分の細い保留地、図上で指していますけれども、そちらについても、一昨年度、教育委員会のほうに売却したという実績がございます。このような形で区画整理事業資金を確保して、今後の事業展開につなげていくため、先ほどの諮問の件と同様、予定されている保留地で売却ができそうな所を先に整理していった、今後の事業展開に生かしていこうということで、今回の保留地の諮問を行うものでございます。実際に来年度、教育委員会に対して売却を行うかというのは、今後協議をしていく部分ですので、今回の諮問に当たっては、その準備として保留地の決定について皆さんにお諮りするということで、諮問をさせていただいています。次は A3 横の保留地調書をご覧ください。1 枚めくっていただきますと保留地調書がありまして、諮問の番号が①番、43 街区、保留地の番号が保留地（3）号地、地積が約 309 m²となっております。また 1 枚めくっていただきますと、保留地の位置ですね。中央図書館と NBC の間の駐車場の部分に予定されている保留地でございます。最後に 1 枚めくっていただきますと、保留地の形状、寸法、面積が入ったものになっております。説明は以上になります。

会長：ありがとうございます。それでは、これから質疑を行います。質問や意見のある方はお願いいたします。

山本：事務局でございます。今回、ご説明させていただいたこの保留地については、これ

までも審議会の中で、保留地を処分して事業資金を確保してほしいといったご意見も踏まえて色々と洗い出した中で、今回この図書館部分の保留地について売却ができないかというところをチャレンジしていこうと思っています。現状、図書館の用地と、駐車場の用地として使っている所になります。図書館の建物自体についても、今の場所、形で存続される方針でございます。従いまして、この保留地については、図書館のほうで購入していただいて、元々の形を生かして図書館を運営していただく前提で、保留地を図書館、教育委員会に購入していただかないといけません。令和5年度に北側の保留地を解決しましたので、引き続き、今回の対象の保留地についても購入していただけるように、予算化の時期について調整をしているところです。市の財政全般で、なかなか厳しい状況ではありますので、市の全体の財政状況を見ながら、予算化する時期が固まってくると思います。それに向けて、そういった予算が確保できた場合は、すぐにでも売却をして事業費として使えるように準備を進めるため、このタイミングで諮問をさせていただいております。恐らく、売却に当たっては、周辺の整備が難しい状況もあるので、現況で今の駐車場がそのまま使えるような形で売却をしていくことになるかと思っています。現地を見ていただいて、現況と計画の保留地に一部ずれている所があることを確認していただいたかと思いますが、現況を生かした形で処分をするということで、個別の売却時期あるいはその形について調整していこうと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。事業費確保のためにぜひ処分をとということで、財政関係と協議して進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会長：ありがとうございます。

■：大局的な話になってしまうかと思うんですけど、今現在、八幡様は図書館の範囲になっていますよね。今の図面からするとほぼ全部図書館になりそうな感じがしますけども。豊田には今4つのお宮さんがありますが、その後ほかの神社に関しての動きは計画的に考えていらっしゃるのでしょうか。例えば、天満社はどうなるかなとか。若宮神社のほうに合祀しているんですが、今の八幡様で大体終わったような気がするんですけど、その辺は分かりますか。要するに、保留地処分が終わって神社のものが図書館のものになってしまうと、合祀している換地、保留地を売買したということで、ここがほぼ図書館になるというのは分かったんですが、そうすると駐車場の所も一昨年に図書館のものになったわけですね。その辺がどうなのかなということを聞きたいんです。

山本：図書館の敷地部分の実際の土地利用について、実際どう使われるのかというところをご説明したほうがいいかなと思います。現状で図書館の用地、この部分に図書館があります。ここについては、八幡様、若宮神社の敷地を借地して図書館が建

っています。そして、こちらの八幡様の部分については変わらない状況です。図書館本体の部分についても基本的に変わりません。この若宮神社の土地が、減歩によって少し減ります。こちらに出っ張る所はあるのですが、形が変わりますので。その間で当て込まれた保留地については、図書館を成り立たせるためのものであり、図書館が購入するというようなスキームになっております。なので、八幡様は変わらない、図書館本体も変わらない中で保留地の部分を駐車場として継続するために図書館に買っていただく。その意味では、こちらの八幡様の部分はまだ区画整理事業の改編が終わっていない状況ですので、最終的にこのエリア全体を整備する中で、ここの地形が少し変わって、将来形になるというような流れになると思います。

■：現況では、あまり変わらないって。

山本：現況では変わらないということになります。

■：分かりました、結構です。この辺を聞きたかったんです。

■：委員の■です。昔、八幡様が市、図書館に土地を貸して、地代をいただいていたのですが、今は若宮神社に合祀されたので、若宮神社に地代がいらいます。ただ、借地であり、図書館もかれこれ 50 年ぐらい経ちますので、そのうち建て替えとか、条件が悪いから他のいい所に移るようなことがあった場合、今回購入する、またはほかの図書館が買った部分については残ってしまうわけですね。そういった場合に、将来建て替えて、またここへ戻ってくるという確約などはあるのか。どうでしょう。

山本：図書館については、現在の建物を生かして継続して運営していくという、市の大きな方針がございますので、その方針に基づいて事業計画、あるいは区画整理事業の資金計画も成り立っております。ひとまずこの図書館があるということを前提とした換地でやらせていただきたいと思います。基本的に、図書館は今の場所・形で残り続けるという前提での計画ということでお答えさせていただきます。

■：教育委員会で買い取って、借地ではなくなるという考えでよろしいですか。

山本：保留地の部分については借地でなくなりますけれども、図書館が建っている、今は若宮神社の所有となっている所については、そのまま若宮神社の権利が残りますので、引き続き教育委員会が借地をさせていただくことになります。

■：そこが、■さんが心配されていたところ。

■：私もその辺がぴんと来なかったんだよね。

井上：山本から説明があったとおり、ここでこのまま維持するというので、この保留地も設定をしていますし、随契の理由ということになっております。色々なあり方検討会を過去に行った経過がありますが、ここでその幾つかについては、運営していくということですので、予算化を目指して教育委員会のほうに働きかけをし

ていきます。また、今日の審議会についても教育委員会の報告にしますので、予算化できた段階で速やかに購入していただくということを、お願いしていくというところでございます。

それと、若宮神社に対する借地料について、先ほど現場で■■■委員からもありましたけれども、宗教法人若宮神社さんと契約して、教育委員会のほうで借地をさせていただいているところです。保留地で減る所につきましては、まだ仮換地指定を行っていませんので、区画整理事業で土地をお借りするようになるかと思いますが、同じように宗教法人若宮神社さんと協議して、借地契約を結んで地代を払うという形になると思います。以上です。

■■■：去年、木の枝が落ちた事故があったでしょう。そこで、■■■さんをお願いして図書館の周りの木を切ってもらったんですね。毎年、八幡様のみなさんと貯めたお金で枝を切っているんですよ。そうすると、その下の斜面の所が公園予定地ですよ。そこがまだ八幡様の部分という認識でいるんですけど、さっき行った駐車場の西側から旗竿までの間にツバキの木と、ツゲの木が何本かありますけど、あれはもう管理しなくてよかった？

山本：もともと八幡様で、若宮神社の所有になっている部分について、一部借り上げをさせていただく際に、例えば樹木等があって、それを撤去しないといけない状況になった場合は、別に補償等の交渉の中で調整をさせていただくことになると思います。それについてはまた個別に、神社と調整をさせていただくことになると思います。

■■■：斜面の所はまだ公園として確定していないですよ。現状として、そこから西へ続く竹やぶまでの辺りの管理などは誰が責任を持てるのですか。

山本：現状では、それぞれの土地所有者さんをお願いすることになるかなと思います。まだ、そのエリアの整備時期の見通しが立っておりませんが、整備時期の見通しが立って、公園として整備する段階になったら、市で管理をすることになるのですが、それまでの間は、従前地の所有者に対応していただくことになります。

■■■：見込みというのは、どのぐらいの…

山本：見通しは全く立っておりませんので、時期についてはまだお答えできません。

■■■：斜面の所からの湧水がありますよね。かなり昔に、木の杭、たしか松だったかな、でやってきれいになったんですが、現状は、ほとんどが腐りかけています。上から人が乗ったり、下に子供がいたりして、万が一倒れてけがをしたら大変なことになるので、何度か要望は出しているんですが、早急にやり直してきれいにしてもらいたいんですね。

■■■：これは緑と清流課？

井上：■■■委員から、過去においても何回も要望をいただいて、管理している緑と清流課

にはしっかり伝えてありますが、再三の要望があるということで申し伝えます。
補修なり危なくないようにしてほしいという地元からの要望があるということで、
伝えさせていただきます。

■：傍聴人の■さんもよく聞いているでしょうから、よろしくお願いいたします。

■：今お話がありましたように、計画が進まない中で、緑と水の関係あるいは緑の整備、
非常に厳しいところがありますけども、担当の部門に話をしながら、市の内部で
進めてもらうということをお願いしたいと思います。

会長：そのほか異議はありますか。よろしいですか。

(異議なしの声)

会長：では、これで異議なしということで、決定いたしました。ありがとうございました。

答申第118号については、原案のとおり決定いたします。答申文を朗読いたします
ので、岡田部長、前のほうによりしくお願いします。日野都市計画事業豊田南土
地区画整理事業、施行者日野市、代表者日野市長大坪冬彦様、日野都市計画事業
豊田南土地地区画整理審議会会長内田俊夫、日野都市計画事業豊田南土地地区画整理
事業の保留地の決定について（答申）、令和7年2月12日付諮問第118号をもって
同意を求められた件については審議の結果原案のとおり同意いたします。これで
審議は終わりますが、続きまして、その他に行かせていただきます。令和6年度の
事業進捗の説明を事務局よりお願いいたします。

山本：区画整理課の山本と窪寺からご説明をさせていただきます。まず、令和6年度の状
況についてご説明します。令和6年度の特別会計予算の概要というシート、それか
ら区画整理だよりの中面の地図をご用意ください。令和6年度については、市施行
4地区合わせて24億円あまりの予算総額になります。これは予算ですので、決算
の段階では恐らく変わってきます。約1年前に説明したものと同じになるのですが、
予算総額は大体24億円で、この内、豊田南地区については3億6000万弱の予算を
取って進めてきております。これもやはり決算によって若干変動しますけれども、
建物移転を4棟、予定させていただいておりまして、あと1棟を残すのみとなって
おります。これも順次進めているところでございます。予算が限られる中で、ま
ずは駅前部分の整備ということで、駅前広場周辺街区の整備をやってきておりま
す。これが、今年度の予算の状況でございます。工事の状況については、窪寺の
ほうからご説明をさせていただきます。

窪寺：まず、今年2件の工事を予定しておりました。1つは、駅前88街区のファミリーマ
ートが入っているビルの東側の街区になります。その街区の西側の一部、約148㎡
を整地いたしました。併せてJR側87街区の中で、昨年、建物を撤去いたしまして、
コンクリート基礎、杭基礎等が残っていたので、それも併せて撤去を行いました。
工事は既に竣工しており、検査も完了しています。もう1か所、豊田用水の安全対

策工事ということで、冒頭、部長からも説明がございましたが、入札が不調に終わり、今年度は工事をする事ができなくなっていました。要因としては、豊田用水は水が絡む工事ですので、渇水期の時期でないと施行ができません。なので、必然的に発注が秋口になってしまうので、業者が多忙な時期、人材不足の中で、なかなか取っていただける会社がなく、不調という結果になってしまいました。来年以降、単独工事のままで、同じようなことの繰り返しが予想されますので、駅前の工事も含めて予算要求をして、抱き合わせで早めに発注をして、受注していただけるような工夫をする予定でございます。工事については以上です。

山本：続いて、これは情報提供でございますが、1枚カラー刷りのもので、中央線黒川踏切を拡幅しましたというホームページを載せたものをお手元にご用意しています。区画整理事業ではないんですけれども、隣接する黒川踏切で、都市計画課が担当してJRと協議を進め、幅員が狭い部分に歩行者用の通路、歩道部分を作ったというもので、つい最近開放をしております。これも、ここ2年ほどで継続してやってきた事業ですので、完成しましたことをここでご報告をさせていただきます。説明は以上になります。

会長：令和6年度の土地区画整理事業の予算についてお話をいただきましたが、この件で何かご意見はありますでしょうか。

■：豊田の下地区センター前の道路の安全ということで、大きな図面では分かりにくいんですが、ここは豊田小学校の通学路であり、私もこの近隣に住んでいます。前から言っていることですが、交通が一時停止しなければならない状況です。具体的にどのようになるか、図面はあるんですかね。すごく期待しているのですが。なければ口頭でもいいんですけど。

窪寺：図面を用意していなかったんですが、現在車道が大体4mで、これを1mほど拡幅します。歩道も若干狭くなっているので、児童が通りやすいように、1.5mほど拡幅予定でございます。やり方としては、水路の部分が少し広く開いておりますので、それを狭めるためにボックスカルバートのような物を入れて、水路の上からの断面を小さくすることで、車道と歩道を広げる予定です。以上でございます。

■：車道は4mぐらいになるんですか。

窪寺：そうですね。4mは確保しようと思います。

■：一応、交互通行はできそうですかね。

窪寺：そうですね。ゆっくり走れば。

■：今はその丸いところの手前で一時停止ですからね。しょっちゅう通っているんですが。地元の人で、こっちのほうから来る人は、みんな手前で止まってくれていて、事故が起きないのが不思議なぐらいなんですけどね。知らない人が通ると、けん

かになってしまうような感じです。来年度の予算で、渇水期にというのはよく分かりましたが、なるべく早く、必ずやっていただきたい。

窪寺：先ほど言ったように、単発では時期的に難しいものがありましたので、ここだけではなく、ほかの工事を水路の工事も交えて発注します。

井上：今写真を出しました。

■：こんな状況だね。

窪寺：今、緑の状況ですが、それを赤いところまで断面小さくして、車道と歩道を広げる。

■：このグリーンのところが車道になるということなんですかね。もちろん、このガードレールは取れるんですか。

窪寺：イメージ的には、これを全体的に小さくします。ここを広げて歩道を広げるということです。

■：ボックスカルバートの紫色の所は、穴が空いているんですか。

窪寺：空いています。ここがこっちから蛇行しているんで、ここにボックスカルバートを入れて、車が通れるように広げるというイメージですね。

■：それなら少しわかりやすくなっているかな。最後までやってください。お願いします。

内田：よろしいですか。そのほか意見はございますか。

■：■です。去年だっけ、■さん。あそこのカーブで陥没があって。

■：うちの前？

■：うん。それも含めて、大分区画整理が進んで、道路のほうも落ち着いたというか、至る所に凸凹が始まっているんですよ。走ってみると、結構揺れるような所もあるので、お金はないんでしょうが、なるべく直していただきたいと思います。

会長：いかがですか。道路課なんでしょうけども。

山本：定期的に現地確認をしながら、補修が必要な箇所があれば対応していきたいと思いますので、もしそういった所があれば、ぜひ情報をお寄せいただければと思います。以上でございます、

■：ねぐるみ坂の所で、去年から、ここからここまでずっとガス管工事をやってきて、一通り終わったかと思うんですが、舗装がつぎはぎだらけで。ガス工事会社さんは仮舗装のみしかやらないですよ。

窪寺：舗装は、ガス工事が終わり次第全面的に。

■：日野市のほうでやるということですか。

窪寺：施行者のガス会社でやる。

■：幅員どおりに全部やってくれるんですか。それとも、部分的に掘削した所しかやらないんですかね。

窪寺：全幅員やる予定でございます。

■：あそこは通学路も含めて、もうガタガタですよ。

窪寺：ねぐるみ坂から駅前に行く通りで痛んでいる所がございます。他企業が入ったときには、なるべく全幅復旧するように事業者と調整していく予定です。

■：本管を取り換えは、もう1年以上前からやっていましたよね。終わったということで私も承知しているんですけど。では、なるべく早くガス屋さんへ、継ぎはぎでどうしようもないことを伝えてください。■さんの話と同じような状況がそこら中にあるので。

会長：そのほかにもございますか。

■：ここでお伺いして正しいかどうか分からないんですけど、埼玉県八潮市で道路の陥没があったのは、下水道に絡んでいる話ですよ。今後、区画整理で道路をきれいに舗装しても、下水管が持つかどうかということは、区画整理の最中に考えていただいているのかなということと、それはどこにあるんだろうというのがまず分からないのと、そういうことは区画整理の中では考えていることですか。どこに問い合わせたらいいことですか。

山本：事務局でございます。まず、八潮市で起きたような規模が大きい下水道管は、日野市内、特に日野市が管理する道路の下には埋まっていない状況ですので、そこは変な言い方ですが、ご安心いただいてもいいかなと。そのほか、市が管理している下水道管については、定期的に検査等を行っていますので、あるいは舗装の状態がよくない所があったら、その都度確認をさせていただきます。そういった所で、もし何かご心配な面があれば、個別にお問い合わせいただければ、その場所が大丈夫かどうかというのは見ていきますので、ぜひお声かけいただければありがたいです。

■：ありがとうございます。

■：■ですが、1つよろしいですか。全般的なことになるんですけども、未諮問の保留地って結構多いですよ。これの諮問の順序は、どのように設定されるんでしょうか。

山本：事務局でございます。保留地については、大体各街区に1〜3つぐらい、地域内の全域に満遍なく存在している状況にあります。その保留地があるエリアの造成、移転工事などをして、保留地の造成ができる段階になったら、その時点で、随時諮問をさせていただきます。売れる状況になる、イコール皆さんの移転が進むという状況になった場合に、例えば仮換地の指定諮問とか、保留地の決定諮問をさせていただくというのが、豊田南地区のこれまでの流れでございます。

■：大体の計画みたいなものはないんですか。例えば、どの辺から、どこを優先するかなような。

山本：事務局でございます。たよりの中面の地図をご覧くださいと思います。令和元

年に、その当時 5 か年計画を立てました。豊田南地区の中で、どのエリアを令和 5 年までの間に整備しますという 5 か年計画というものを令和元年に策定させていただいています。どこのエリアから優先的にやっていくかという決めがあるかという問いに対しては、そういう 5 か年計画というものを過去に定めてやっていたということをお答えするかなと思います。ただ一方で、財政非常事態宣言を令和 2 年に出して以降、この 5 か年計画どおりに事業を進められない状況になっております。ですので、この便りの中で、黄色みがかかった色で塗っている凡例の中で言うと、令和元年発表の 5 か年計画のうち整備を中断している箇所については、実際にこの 5 年の間にできていない所でございます。このように、まだ整備ができていない、あるいは次の 5 か年計画を発表できていないという状況にあるということで、今の段階でどこのエリアから、あるいはどこの保留地から諮問していくかという計画が決められていないという状況にあります。

■：分かりました。将来的にはそういう計画表が出るんですね。

山本：たよりの図面の反対の面、1 ページとなっていますけど、その右側をご覧くださいければと思います。令和 10 年度以降の事業の進め方というところで、令和 10 年度以降の事業の進め方について、令和 8 年度にお知らせすることを目標に作業を進めていますといったことが書いております。ですので、少し時間を頂きたいなと思っております。この部分については、この後、別項目「その他報告事項について」というところで簡単に触れさせていただこうかなと思います。

■：分かりました。どうも失礼しました。

会長：よろしいですか。たよりに予定が出てくるということで、それを気にしてもらえれば。

■：はい。

会長：そのほかにございますか。よろしいですか。

■：豊田の黒川踏切も開通していただき、通行する方も車も非常に便利になって、歩行者に対しても安全にいくんじゃないかなと。いろいろとありがとうございました。また、道路の補修につきましても、部分的にやってしまうという傾向があるので、先ほども話に出ましたように、できれば少し広めに。部分的にやるとすぐに駄目になって、ちっとも直っていないというイメージになりますので、ガスマ工事じゃありませんけども、なるべく広い範囲で道路の補修を心がけていただけるようお願いしたいと思います。これからよろしくお願いいたします。

会長：それでは続きまして、その他報告事項について事務局よりお願いいたします。

山本：事務局でございます。また区画整理だよりの表面を開いていただければと思います。右の上のところを見てご説明しようと思います。先ほど、委員からの質疑の中でもありましたけれども、今後の事業の進め方を今まさに検討しているところです。

令和 10 年度以降の事業の進め方を、令和 8 年度にお知らせすることを目標に作業を進めていることを、たよりでもお伝えさせていただいております。これに関して、今年度令和 6 年度と 7 年度の約 1 年間をかけて、別途予算を取って委託事業によって、今の計画を総点検しながら事業の今後の進め方を再検討する作業を行っております。令和 10 年度以降の事業の進め方等を決めるに当たっては、やはり残りの事業がどれくらいあるのか、あるいは物価、人件費等が上がっている中で、今後、事業費がどう変わっていくのかみたいなのも含めて検討しないといけないと思っております。これらを検討しながら、皆さんに令和 8 年度にお知らせできるようにしていきたいと思っています。市施行で 4 地区やっている中で、全体の平均の進捗率がおおむね 67% という状況になっています。一方で、今の年間の進捗率は、4 地区平均して年間 1.3% しか進んでいない状況にあります。こういった状況も加味して、今後の進め方を考えていかなければいけない状況です。西平山エリア、豊田南、それから万願寺第二、東町地区と 4 地区ある中で、合計で 250 ヘクタールあまりの区画整理事業を進めておりますので、市全体に与える影響は非常に大きいと思っております。そこで、市全体のまちづくりを審議する場である都市計画審議会において議論をしていただきながら、今後の方針について、事業資金をどのように確保するのか、あるいは今後総事業費がどれくらい上昇していくのかということも含めて、整理をしていこうと思っておりますので、その点、皆様にもお知らせをさせていただければと思います。都市計画審議会は、公開で行うものであり、資料等についても公開されるものです。区画整理審議会委員の皆様にも、区画整理審議会のタイミングで、随時こういった資料をご提供して、検討状況をお知らせさせていただきますので、引き続きご協力いただければと思います。説明は以上でございます。

会長：令和 10 年度以降の事業の進め方の件、ありがとうございます。皆さん意見はございませんか。

■：令和 10 年度以降の事業の進め方とありますけども、本来、豊田南土地区画整理事業というのは、令和 10 年で終わるはずだったんですよね。しかし、それが終わらないので、新たに再出発ということになると思うんですね。だから、単に年ごとの事業の報告とは少し様子が違うのではないかなと思うんです。その辺の報告の仕方を考慮していただき、これからどのように、いつまでに終わらせるのかを明確に示せるような検討をお願いしたいと思います。それともう 1 つ、その検討をする中で、今までにいろいろな資料が出ていると思うんですが、例えばかなり前の地図で誤った名称のものが書かれていて、今もそのまま動いているとか。それに気付いていないのか修正していないのか分からないが、いまだに残っている。それが一人歩きして、私も知っているのではないかと濡れ衣を着せられる被害を受け

たこともございます。従って、そういうことのないように、資料については完璧なものをお願いしたいと思います。そうした見直しを含めて、令和 10 年度について新たな資料でやっていくということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

井上：資料の作成については、しっかりと気をつけてやっていきます。それと■■■■からありましたとおり、事業の最後まであと何年か。今までは、事業の施行期間が近づいて来ると 5 年、10 年延伸というように、ある程度の期間ということで延ばしてきたところですが、最後の道筋、完了までにあと何年かかるのかも含めて、そういった内容で整理をしていきたいと思います。令和 8 年度のどのくらいの時期になるかは分かりませんが、事業の今後の展開について、おおよそこのように考えていくというものをお示しできればと考えています。そしてこの 1 年間、その内容については都市計画審議会ですっきりと議論をしていただき、資金的な面を含めて、最後まで議論を進められるように整理していきたいと思いますので、資料作成についてもしっかりとやっていきます。

■■■■：よろしくお願い致します。

会長：ほかに質問がございませんようでしたら、本日の議題はこれで全てですので、審議会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。

全員：ありがとうございました。

【閉会 15：37】

この議事録は、書記が記載したものではあるが、その内容が正確であることを認め、ここに署名します。

令和7年(2025年) 5月 2日

会長 内田 俊夫

署名委員 竹内 直佐

署名委員 松本 有右